

**知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂8版】をご購入いただいた皆様へ**

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂8版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

**ご注意ください**

今回の2級公式テキストの改訂では、法改正により変更した部分と、法改正とは関係なく内容を改訂した部分があります。

また、法改正の施行日についても統一されていないため、本資料では実施回が早いもの及び法改正に関連のない内容から順に掲載をしていますので、実施回ごとにどの法改正が影響するかご確認のうえ、ご利用ください。

## 改訂に関連する法律

### 特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : [http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei\\_archive.html#h30](http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou\\_h300530.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成30年(2018)年12月30日)  
ただし、商標法第26条第3項第1号の改正規定は平成28(2016)年12月26日施行

URL : [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp\\_houritu\\_seibi\\_h281228.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html)

### 文化庁ホームページ

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第70号)について  
(施行:平成30年(2018)年12月30日)

URL : [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/)

著作権法の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年1月1日)

URL : [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)

学校教育法等の一部を改正する法律(施行:平成31(2019)年4月1日)

URL : [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou\\_kyouikuhou/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/)

※2019年3月27日現在(今後さらに変更する場合があります)

■第33回（2019年7月21日）以降の検定試験より反映されます（※一部は第32回の検定試験より影響しています）

該当箇所	変更前	変更後
<p>P18 Lesson2 特許要件 [1] 2 新規性があること (3) 新規性喪失の例外規定の適用 3行目、7行目</p>	<p>例えば、発明の内容を刊行物にて発表しても、発表した日から<b>6カ月</b>以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば、その発明は新規性を喪失しなかったものとみなされます。 例外規定が受けられる行為とは、次の通りです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合（特30条1項） ② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合（特30条2項）</p> </div> <p>この適用を受けるには、公知となった日から<b>6カ月</b>以内に、その発明について特許出願を行う必要があります。</p>	<p>例えば、発明の内容を刊行物にて発表しても、発表した日から<b>1年</b>以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば、その発明は新規性を喪失しなかったものとみなされます。 例外規定が受けられる行為とは、次の通りです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合（特30条1項） ② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合（特30条2項）</p> </div> <p>この適用を受けるには、公知となった日から<b>1年</b>以内に、その発明について特許出願を行う必要があります。</p>
<p>P84 Lesson10 特許権の管理と活用 [1] 1 特許権の管理 12行目</p>	<p>…したがって、出願してから設定登録までに3年かかったとすると、最長で17年間権利が存続する計算です。<b>ただし</b>、医薬品などの特許は、実施に必要な政府の認可取得に時間がかかるため、5年を限度に権利が延長する場合があります（特67条2項）。特許権が設定登録されると、特許公報（特許掲載公報）に掲載されます。</p>	<p>…したがって、出願してから設定登録までに3年かかったとすると、最長で17年間権利が存続する計算です。<b>ここで、特許権の設定登録が特許出願の日から起算して5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して3年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたときは、延長登録出願により存続期間を延長できる場合があります（特67条2項）。</b> <b>また</b>、医薬品などの特許は、実施に必要な政府の認可取得に時間がかかるため、<b>原則として</b>5年を限度に権利が延長する場合があります（特67条4項）。特許権が設定登録されると、特許公報（特許掲載公報）に掲載されます。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P139 Lesson16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] <b>3</b> デザインを保護対象とするその他の制度 (2) 著作権法によるデザイン保護 7行目	著作権は、審査や登録を必要とせず、創作と同時に発生し、原則として著作者の死後 <b>50</b> 年まで存続します。	著作権は、審査や登録を必要とせず、創作と同時に発生し、原則として著作者の死後 <b>70</b> 年まで存続します。
P145 Lesson17 意匠法の保護対象と登録要件 [2] <b>1</b> 意匠登録の要件 (2) 新しい意匠であること 6行目	…その者の行為に起因して公知となった場合には、 <b>一定の手続きを行えば</b> 、新規性が喪失していないものとして、…	…その者の行為に起因して公知となった場合には、 <b>公知となった日から1年以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば</b> 、新規性が喪失していないものとして、…
P194 Column 6 団体商標登録制度、他 4～5行目	<b>この制度は平成 18 年 4 月 1 日から運用が開始され、平成 29 年 12 月 31 日現在で 617 件が登録されています。</b>	<del>この制度は平成 18 年 4 月 1 日から運用が開始され、</del> <b>2019 年 1 月 31 日現在で 646 件が登録されています。</b>
P195 Column 6 団体商標登録制度、他 項目：費用・保護期間 最終行	出願・登録： <b>49600</b> 円（10 年間）※ 更新： <b>48500</b> 円（10 年間）※ （それぞれ 1 区分で計算） <b>※平成 28 年 4 月 1 日より料金の引下げに伴い、出典と異なる</b>	出願・登録： <b>40200</b> 円（10 年間）※ 更新： <b>38800</b> 円（10 年間）※ （それぞれ 1 区分で計算） <del>※平成 28 年 4 月 1 日より料金の引下げに伴い、出典と異なる</del>
P196 Column 6 団体商標登録制度、他 4～5行目	なお、この制度は <b>平成 27 年</b> 6 月 1 日から運用が開始され、 <b>平成 29 年 12 月 15 日</b> 現在で <b>58</b> 件が登録されています。	なお、この制度は <b>2015 年</b> 6 月 1 日から運用が開始され、 <b>2018 年 12 月 27 日</b> 現在で <b>73</b> 件が登録されています。

該当箇所	変更前	変更後
P220 Column 8 知的財産権侵害物品への水際措置… 11～12 行目	平成 28 年の輸入差止件数は 26,034 件で、そのうちの 98.2% (件数ベース) が商標権に関するものでした (財務省「平成 28 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」より)	平成 29 年 (2017 年) の輸入差止件数は 30,627 件で、そのうちの 98.0% (件数ベース) が商標権に関するものでした (財務省「平成 29 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」より)
P228 Lesson26 商標権の侵害と救済 4 侵害することが明らか… (3) 不使用取消審判 14 行目 ※2019 年 3 月 27 日追加	ここで「登録商標の使用」と認められる範囲は、社会通念上同一と認められる商標を含みます。例えば、登録商標では縦書きで表されているけれど、実際に使用している商標は横書きである場合や、書体のみ変えた商標、ひらがなやローマ字など文字の表示のみを変えた商標でも、登録商標の使用に当たります (商 50 条 1 項かつこ書)。	ここで「登録商標の使用」と認められる範囲は、社会通念上同一と認められる商標を含みます。例えば、登録商標では縦書きで表されているけれど、実際に使用している商標は横書きである場合や、書体のみ変えた商標、ひらがなやローマ字など文字の表示のみを変えた商標でも、登録商標の使用に当たります (商 38 条 4 項かつこ書)。
P252 Column 9 ハーグ協定のジュネーブ改正協定 10～13 行目	日本はこれまでハーグ協定に未加入でしたが、ジュネーブ改正協定への加入が決まり、平成 27 年 5 月 13 日以降、ジュネーブ改正協定の締約国において、意匠の国際登録制度を利用した簡易かつ低廉な手段により意匠の保護を受けることが可能となりました。	<del>日本はこれまでハーグ協定に未加入でしたが、ジュネーブ改正協定への加入が決まり、平成 27 年 5 月 13 日以降、ジュネーブ改正協定の締約国において、意匠の国際登録制度を利用した簡易かつ低廉な手段により意匠の保護を受けることが可能となりました。</del>
P272～273 Lesson31 著作権法の目的と著作物 [2] 2 その他の著作物 (2) 編集著作物 1 行目 (3) データベースの著作物 1 行目	<b>(2) 編集著作物</b> 例えば、百科事典や新聞は、その素材の選択や配列に編集者の創造性が表現されていると考えられます。  <b>(3) データベースの著作物</b> その情報の選択や体系的な構成に創造性が発揮されているデータベースは、著作物に該当します。	<b>(2) 編集著作物</b> 例えば、百科事典や新聞は、その素材の選択又は配列に編集者の創造性が表現されていると考えられます。  <b>(3) データベースの著作物</b> その情報の選択又は体系的な構成に創造性が発揮されているデータベースは、著作物に該当します。

該当箇所	変更前	変更後
P300 Lesson35 著作権の変動 問題 5行目	そこで、I銀行の図書館に所蔵されている資料の中から、 <b>1940</b> 年代に発行された雑誌に掲載された風景画（アマチュア画家が創作）を…	そこで、I銀行の図書館に所蔵されている資料の中から、 <b>1930</b> 年代に発行された雑誌に掲載された風景画（アマチュア画家が創作）を…
P301 Lesson35 著作権の変動 Question 選択肢 <b>A</b> 選択肢 <b>B</b>	<p><b>A</b> <b>1940</b>年代に発行された雑誌なので、雑誌の発行からすでに<b>50</b>年以上が経過しており、著作権の保護期間は終了している。…</p> <p><b>B</b> <b>1940</b>年代発行の雑誌に掲載されていた風景画といえども、利用に際しては、風景画の著作者の死後<b>50</b>年が経過しているかを確認する必要がある。</p>	<p><b>A</b> <b>1930</b>年代に発行された雑誌なので、雑誌の発行からすでに<b>70</b>年以上が経過しており、著作権の保護期間は終了している。…</p> <p><b>B</b> <b>1930</b>年代発行の雑誌に掲載されていた風景画といえども、利用に際しては、風景画の著作者の死後<b>70</b>年が経過しているかを確認する必要がある。</p>
P303 Lesson35 著作権の変動 <b>2</b> いつ著作権は消滅するのか (1) 著作権の存続期間 5～7行目 11～12行目	<p>…著作者の死後（共同著作物の場合は、最後に死亡した著作者の死後）<b>50</b>年を経過するまでです（著51条）。著作権は、著作物が創作されたその時点から発生し、著作者の生存している間およびその死後<b>50</b>年間、存続することになります。…</p> <p>…例外的に公表後<b>50</b>年を経過するまでが存続期間です。映画の著作物もまた、<b>例外として</b>公表後70年を経過するまでの間、存続します（著54条1項）。</p>	<p>…著作者の死後（共同著作物の場合は、最後に死亡した著作者の死後）<b>70</b>年を経過するまでです（著51条）。著作権は、著作物が創作されたその時点から発生し、著作者の生存している間およびその死後<b>70</b>年間、存続することになります。…</p> <p>…例外的に公表後<b>70</b>年を経過するまでが存続期間です。映画の著作物もまた、<b>例外として</b>公表後70年を経過するまでの間、存続します（著54条1項）。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P303 Lesson35 著作権の変動 <b>2</b> いつ著作権は消滅するのか (1) 著作権の存続期間 著作(財産)権の存続期間の計算方法		
P304 Lesson35 著作権の変動 <b>2</b> いつ著作権は消滅するのか (1) 著作権の存続期間 6行目	例えば、1942年に亡くなったアメリカ人が1941年に創作した著作物の保護期間は、1943年1月1日から起算して <b>50年</b> なので、本来は <b>1992年</b> 12月31日に満了となるはずでした。	例えば、1942年に亡くなったアメリカ人が1941年に創作した著作物の保護期間は、1943年1月1日から起算して <b>70年</b> なので、本来は <b>2012年</b> 12月31日に満了となるはずでした。
P307～308 Lesson35 著作権の変動 Questionの正解と解説 選択肢A 1～4行目、8行目	Aについて、 <b>1940年代</b> に発行された雑誌の記事が職務著作である場合、公表の時から <b>50年</b> が経過していますので、雑誌の記事については、著作(財産)権の保護期間が終了していることもありえます。ただし、職務著作ではない場合は、著作者の死後 <b>50年</b> を経過していなければ、…(中略) したがって、絵画の著作権の保護期間は、雑誌の著作権とは別に、創作の時から著作者の死後 <b>50年</b> を経過するまで存続します。	Aについて、 <b>1930年代</b> に発行された雑誌の記事が職務著作である場合、公表の時から <b>70年</b> が経過していますので、雑誌の記事については、著作(財産)権の保護期間が終了していることもありえます。ただし、職務著作ではない場合は、著作者の死後 <b>70年</b> を経過していなければ、…(中略) したがって、絵画の著作権の保護期間は、雑誌の著作権とは別に、創作の時から著作者の死後 <b>70年</b> を経過するまで存続します。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P307～308 Lesson35 著作権の変動 Question の正解と解説 選択肢 <b>B</b> 1～2行目</p> <p>選択肢 <b>C</b> 2行目</p> <p>選択肢 <b>D</b> 1行目</p>	<p><b>B</b>について、著作者であるアマチュア画家の死後から <b>50</b> 年を経過しているかどうかは不明です。著作者の死後 <b>50</b> 年を経過しているかどうかを調べ、…</p> <p><b>C</b>について、著作権は移転することが可能です。もし、アマチュア画家の死後 <b>50</b> 年を経過していないことが判明したら、…</p> <p><b>D</b>について、著作者の死後 <b>50</b> 年を経過する前であり、…</p>	<p><b>B</b>について、著作者であるアマチュア画家の死後から <b>70</b> 年を経過しているかどうかは不明です。著作者の死後 <b>70</b> 年を経過しているかどうかを調べ、…</p> <p><b>C</b>について、著作権は移転することが可能です。もし、アマチュア画家の死後 <b>70</b> 年を経過していないことが判明したら、…</p> <p><b>D</b>について、著作者の死後 <b>70</b> 年を経過する前であり、…</p>
<p>P313 Lesson36 著作権の制限 <b>2</b> 許諾なく利用できる場合 (2) 写り込み等 6～8行目</p>	<p>…検討の過程における利用（著 30 条の 3）、<b>技術の開発または実用化のための試験の用に供するための利用（著 30 条の 4）、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（著 47 条の 9）</b> が規定されています。</p>	<p>…検討の過程における利用（著 30 条の 3）、<b>著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（著 30 条の 4）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（著 47 条の 4）、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（著 47 条の 5）</b> が規定されています。</p>



該当箇所	変更後																					
P315～316 Lesson36 著作権の制限 著作権の制限規定の一覧 ※変更箇所のみ掲載	<table border="1" data-bbox="608 197 1816 620"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 197 823 241">条文</th> <th data-bbox="823 197 1816 241">権利の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 241 823 285">著 30 条の 4</td> <td data-bbox="823 241 1816 285">著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 285 823 329">著 33 条の 2</td> <td data-bbox="823 285 1816 329">教科用図書代替教材への掲載等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 329 823 373">著 33 条の 3</td> <td data-bbox="823 329 1816 373">教科用拡大図書等の作成のための複製等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 373 823 417">著 43 条</td> <td data-bbox="823 373 1816 417">国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 417 823 460">著 47 条</td> <td data-bbox="823 417 1816 460">美術の著作物等の展示に伴う複製等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 460 823 504">著 47 条の 4</td> <td data-bbox="823 460 1816 504">電子計算機における著作物の利用に付随する利用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 504 823 548">著 47 条の 5</td> <td data-bbox="823 504 1816 548">電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 548 823 592">著 47 条の 6</td> <td data-bbox="823 548 1816 592">翻訳、翻案等による利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 592 823 620">著 47 条の 7</td> <td data-bbox="823 592 1816 620">複製権の制限により作成された複製物の譲渡</td> </tr> </tbody> </table>		条文	権利の内容	著 30 条の 4	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用	著 33 条の 2	教科用図書代替教材への掲載等	著 33 条の 3	教科用拡大図書等の作成のための複製等	著 43 条	国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製	著 47 条	美術の著作物等の展示に伴う複製等	著 47 条の 4	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等	著 47 条の 5	電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等	著 47 条の 6	翻訳、翻案等による利用	著 47 条の 7	複製権の制限により作成された複製物の譲渡
条文	権利の内容																					
著 30 条の 4	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用																					
著 33 条の 2	教科用図書代替教材への掲載等																					
著 33 条の 3	教科用拡大図書等の作成のための複製等																					
著 43 条	国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製																					
著 47 条	美術の著作物等の展示に伴う複製等																					
著 47 条の 4	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等																					
著 47 条の 5	電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等																					
著 47 条の 6	翻訳、翻案等による利用																					
著 47 条の 7	複製権の制限により作成された複製物の譲渡																					
該当箇所	変更前	変更後																				
P323 Lesson37 著作隣接権 3 著作隣接権の存続期間 四角枠内	①実演家…その実演を行った時に始まり、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年経過後に終了 ②レコード製作者…その音を最初に固定した時に始まり、そのレコードが発行された日の属する年の翌年から起算して 50 年経過後に終了 ③放送事業者・有線放送事業者…その放送・有線放送を行った時に始まり、その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年経過後に終了	①実演家…その実演を行った時に始まり、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年経過後に終了 ②レコード製作者…その音を最初に固定した時に始まり、そのレコードが発行された日の属する年の翌年から起算して 70 年経過後に終了 ③放送事業者・有線放送事業者…その放送・有線放送を行った時に始まり、その放送・有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年経過後に終了																				

該当箇所	変更後	
P323 Lesson37 著作隣接権 <b>3</b> 著作隣接権の存続期間 著作隣接権の一覧 実演家の権利 商業用レコードの二次使用料を受け る権利	商業用レコードが放送や有線放送で使用された場 合の二次使用料を、放送事業者や有線放送事業者か ら受ける権利	商業用レコードや配信音源が放送や有線放送で使 用された場合の二次使用料を、放送事業者や有線放 送事業者から受ける権利
P329 Lesson38 著作権の侵害と救済 <b>2</b> 著作権侵害とみなされる行 為 ③追加 ③→④ ④→⑤	③著作物に付された権利管理情報を改変等する行 為（著 113 条 3 項各号） ④音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為 （著 113 条 5 項）	<b>③技術的利用制限手段を回避する行為（著 113 条            3 項）</b> ④著作物に付された権利管理情報を改変等する行 為（著 113 条 4 項各号） ⑤音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為 （著 113 条 6 項）
P331 Lesson38 著作権の侵害と救済 <b>5</b> 著作権を侵害した場合の刑 事罰 ③の後に追加	以上をすべて満たした場合は、違法ダウンロード行為が刑事罰の対象となることになりました。  <b>著作権侵害又は著作隣接権侵害については、以下の要件をすべて満たす場合に限り、非親告罪（著作権            者等の告訴がなくても公訴を提起することができる）の対象とされます（著 123 条 2 項、3 項）。</b> ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること ②有償著作物（有償で公衆に提供又は提示されている著作物）について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製 を行うものであること ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されること <b>例えば、販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為や、映画の海賊版をネット配信する行為は非親            告罪の対象となりますが、漫画等の同人誌をいわゆるコミックマーケットで販売する行為は、前述①～            ③の要件を満たさず、親告罪の対象になると考えられます。</b>	

該当箇所	変更前	変更後
P351 Lesson40 不正競争防止法 [2] 5 営業秘密の流出を防止するには 1行目	「営業秘密管理指針（平成15年1月30日、平成27年1月28日全部改訂、経済産業省）」においては、	「営業秘密管理指針（平成15年1月30日、最終改訂：平成31年1月23日、経済産業省）」においては、
P356 Lesson40 不正競争防止法 [2] 5 営業秘密の流出を防止するには 最終行 参考	参考「営業秘密管理指針」平成15年1月30日（全部改訂：平成27年1月28日）経済産業省 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf</a>	参考「営業秘密管理指針」平成15年1月30日（最終改訂：平成31年1月23日）経済産業省 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf</a>

■第34回（2019年11月17日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前	変更後
P189 Lesson22 商標法の保護対象と登録要件[2] 1 商標登録の要件 (2) 識別力があること ⑥需要者が誰の業務に係る商品… 2行目	需要者が、誰の業務に係る商品または役務であるかを認識できない商標は、登録を受けられず（商3条1項6号）、例えば、現元号である「平成」や	需要者が、誰の業務に係る商品または役務であるかを認識できない商標は、登録を受けられず（商3条1項6号）、例えば、現元号である「平成」や

■第 35 回（2020 年 3 月 15 日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前	変更後
<p>P348 Lesson40 不正競争防止法 [2] 2 営業秘密に関する不正競争行為の類型 (2) 不正競争行為とならない場合 (適用除外) (2) の後に追加</p>	<p><b>(2) 不正競争行為とならない場合 (適用除外)</b> 取引によって営業秘密を取得した者が、… (中略) …不正競争行為とはなりません (不競 19 条 1 項 7 号)。</p>	<p><del>-(2) 不正競争行為とならない場合 (適用除外)-</del> 取引によって営業秘密を取得した者が、… (中略) …不正競争行為とはなりません (不競 19 条 1 項 7 号)。 <b>(2) 限定提供データ不正取得等行為</b> 「限定提供データ」とは、相手方を限定して業として提供するデータで、電磁的方法 (電磁的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法) により相当量蓄積され、および管理されている技術上又は営業上の情報をいいます。なお、「営業秘密」と「限定提供データ」との重複を避けるため、「秘密管理性」は要件となりません。この限定提供データを「不正な手段」によって取得、使用、開示する等の行為は不正競争行為となります (不競 2 条 1 項 11 号)。また、自ら不正に取得していなくても、不正取得行為が介在していることを知りながら、その限定提供データを使用等することも不正競争行為となります (不競 2 条 1 項 12~16 号)。 ただし、例えば、取引によって限定提供データを取得した者が、限定提供データについて不正取得行為または不正開示行為が介在したことを知らないで、その取引によって取得した権原の範囲内でその限定提供データを開示する行為は不正競争行為とはなりません (不競 19 条 8 項イ)。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P348 Lesson40 不正競争防止法 [2] <b>3</b> その他の不正競争行為 (1) 技術的制限手段妨害行為 4行目	(1) 技術的制限手段妨害行為 映像や音の視聴、プログラムの実行等が、営業上の理由で用いられている技術的制限手段により制限されている場合に、その技術的制限手段の効果を妨げて制限をはずす機能を持つ装置などを譲渡等する行為を、技術的制限手段妨害行為といい、禁止されています (不競2条1項 <b>11</b> 号)。	(1) 技術的制限手段妨害行為 映像や音の視聴、プログラムの実行等が、営業上の理由で用いられている技術的制限手段により制限されている場合に、その技術的制限手段の効果を妨げて制限をはずす機能を持つ装置などを譲渡等する行為を、技術的制限手段妨害行為といい、禁止されています (不競2条1項 <b>17</b> 号)。
P349 Lesson40 不正競争防止法 [2] <b>3</b> その他の不正競争行為 (2) ドメイン名不正取得等行為 3行目	不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、他人の氏名や商号などの商品等表示と同一か類似のドメイン名を取得、保有、使用する行為をドメイン名不正取得等行為といい (不競2条1項 <b>13</b> 号)、禁止されています。	不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、他人の氏名や商号などの商品等表示と同一か類似のドメイン名を取得、保有、使用する行為をドメイン名不正取得等行為といい (不競2条1項 <b>19</b> 号)、禁止されています。
P349 Lesson40 不正競争防止法 [2] <b>3</b> その他の不正競争行為 (3) 原産地等誤認惹起行為 3行目	商品や役務、その広告等に、その商品の原産地、品質、内容などについて誤認させるような表示や、その表示をした商品を譲渡等する行為を、原産地等誤認惹起行為といい (不競2条1項 <b>14</b> 号)、規制されています。	商品や役務、その広告等に、その商品の原産地、品質、内容などについて誤認させるような表示や、その表示をした商品を譲渡等する行為を、原産地等誤認惹起行為といい (不競2条1項 <b>20</b> 号)、規制されています。
P349 Lesson40 不正競争防止法 [2] <b>3</b> その他の不正競争行為 (4) 競争者営業誹謗行為 3行目	競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を、告知したり流布したりする「競争者営業誹謗行為」は禁止されています (不競2条1項 <b>15</b> 号)。 例えば、特許権者 X が…	競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を、告知したり流布したりする「競争者営業誹謗行為」は禁止されています (不競2条1項 <b>21</b> 号)。 例えば、特許権者 X が…

該当箇所	変更前	変更後
P403 Lesson45 関税法 <b>2</b> 輸出または輸入してはならない貨物 輸出してはならない貨物 ② 輸入してはならない貨物 ②	輸出してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10～12号</b> に掲げる行為  輸入してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10～12号</b> に掲げる行為	輸出してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10号、17号</b> <b>または18号</b> に掲げる行為  輸入してはならない貨物 ②不正競争防止法2条1項1～3号、 <b>10号、17号</b> <b>または18号</b> に掲げる行為